

KTS HOJIN

上十三ほうじん会報No.132



■2021年1月1日発行 ■十和田市西二番町4-11：公益社団法人 上十三法人会 広報委員会

会長の独り言



会長 白山春男

あけまして
おめでとう
ございます



丑年の今年は、先を急がず目前の
ことを着実に進めることが将来
の成功につながっていくといわれ
ています。また、丑年生まれの方は、
物事をじっくりと考えてから行動

する慎重派なのでマイペースだと思われがちですが、忍耐
強く、黙々と道を歩んで成果をあげるタイプです。

昨年末、有名なエコノミストは「2021年3月には世界経
済は同時回復に向かう」と予想していました。もちろん新
型コロナウイルスのワクチンや治療薬の投与が進んで収束
すればとの条件付きであると思いますが、もしそうなれば、
東京オリンピックはじめ、行事やイベントなどが行われ、
国内はもとより、世界の人々の往来が自由になると国内経
済や世界経済が活性化されるのではないのでしょうか。

国、都道府県もコロナ対策は医療崩壊を招かないように
しながら、経済対策と両方をにらみながら舵取りをしっか
りとし、対策を実施してもらいたいものです。

地方においても、収束後を見据えた農産物の流通経路や
体験型の観光など、これまで以上の多くの流通、販売の形
を確保するよう考えて行かなければならないと思います。

また、今回の事で分かったことが沢山ありました。特に
マスクや防護服などの製品の多くが海外で作られていると
いう事です。やはり国民の健康を守る製品や医薬品の基礎
研究機関やそれを生産する工場が国内に必要なだと思いま
す。その他にもイザとなった時に国民が必要な品物が有る
はずです。そういう物を生産する工場を地方に立地すべき
であると思います。その時には当地方は「きれいな水」そ
れを育む森林や河川があり、その条件に合っていると思いま
す。もうすぐ収束し、経済的にも、社会生活としても、
安心して生活できる日常に戻るはずです。それまで予防対
策を怠らず、丑年の牛のように着実に前進して乗り越えて
行こうではありませんか。皆様のご健勝を祈願し新年のご
挨拶と致します。

CONTENTS

- 会長の独り言.....2
上十三法人会会長 白山春男
- 令和3年度税制改正提言.....3
- 十和田税務署だより.....4
- 税理士からのひとことアドバイス.....6
- 表彰.....7
- 税を考える週間.....7
- 本部・支部だより.....8
- 青年部会だより.....8
- 女性部会だより.....8
- スケジュール.....8



■太平洋の朝日（三沢海岸）

昭和6年10月4日、ミス・ビードル号は三沢村淋代
海岸から飛行距離7,847km、飛行時間41時間10分で太
平洋横断飛行を成し遂げました。

三沢沖は親潮と黒潮がぶつかり合う好漁場で定置網
漁やイカ漁、ホッキ貝などが有名です。なかでも12月
から3月まで三沢ホッキ丼として三沢市内の料理店で
提供されています。

令和3年度税制改正提言 抜本的な税制改革を要望

令和3年度 税制改正に関するスローガン

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

十和田市にも税制改革を要望

全法連で決議された提言を昨年12月14日に会長、副会長、理事が同道し、十和田市長、市議会議長にその実現のために要望して参りました。

提言は「コロナ後」を見据えた税制改革、持続



可能な社会保障制度の構築、行政改革の徹底、中小企業が事業継続するための税制措置、事業継承できる税制改正、また、今回の新型コロナ拡大は東京一極集中のリスクが浮き彫りとなったが、この機会に地方活性化のためにも地方分権化の論議を高める事が必要となっている。

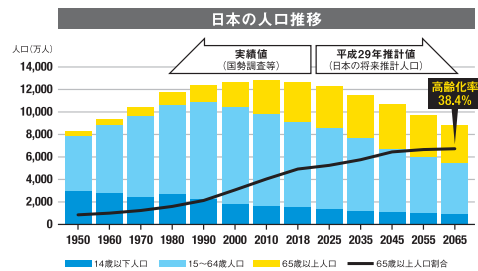
法人会 からの提言

コロナ禍の中小企業を救う「税制措置」と 未来のための「財政健全化」を求めます！



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 **小林 栄三**
伊藤忠商事(株) 名誉理事

中小企業を中心として全国約80万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人全国法人会総連合(略称:全法連)」は、9月24日開催の理事会において「令和3年度税制改正提言」を決議しました。地域経済と雇用の確保の担い手である中小企業は、新型コロナウイルスの影響により、厳しい局面に立たされています。まずは、経営実態等を見極めながら、中小企業が事業を継続するために必要な支援策や税制措置を講じることを強く求めています。また、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1,100兆円を超し国内総生産(GDP)の2倍と、先進国の中で突出して悪化していますが、そこに今回の新型コロナ対策による多額の債務が上乗せされました。我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。このため、将来世代に負担を先送りしないよう財政健全化にも配慮することとし、社会保障制度の基本的考え方や、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進などについても提言しています。今後、この提言に基づき、全法連は政府・政党内、各地の法人会からは、それぞれの自治体などに対して提言活動を行ってまいります。



(出典) 2018年までの人口総数(「人口統計」(毎年10月1日現在)、国勢調査)及び出生率・死亡率・人口動態(「人口統計」(毎年10月1日現在)、国勢調査)を基に推定。2018年以降の人口総数(「人口統計」(毎年10月1日現在)、国勢調査)を基に推定。2018年以降の人口総数(「人口統計」(毎年10月1日現在)、国勢調査)を基に推定。2018年以降の人口総数(「人口統計」(毎年10月1日現在)、国勢調査)を基に推定。2018年以降の人口総数(「人口統計」(毎年10月1日現在)、国勢調査)を基に推定。

十和田税務署だより

年末調整手続の電子化をご検討の方へ

令和2年分からの 年末調整手続の電子化について ~実施方法検討編~

どんな準備が必要？

年末調整手続の電子化に向けた勤務先における具体的な準備は、①実施方法の検討、②従業員への周知、③給与システムの改修等、④税務署への届出があります。このうち①実施方法の検討についてお知らせします。

① 実施方法の検討



Q：ところで、年末調整を電子化するとどう変わるのですか？

A：年末調整手続の電子化により、書面での年末調整に比べ、以下の点が変わります。

○ 年末調整手続の電子化により変わること

	書面での年末調整の悩み	電子化した場合
用紙配付	【勤務先】 従業員に控除申告書の用紙を配付しなければならない。 遠隔地にいる従業員には郵送などが必要。	従業員に年調ソフトを取得し、データで提供するよう指示します。
控除申告書の作成・提出	【従業員】 氏名など、毎年同じ内容を手書きすること及び申告書押印に負担感がある。一方で毎年税制改正等により記載方法が少しずつ変わり、書き方が分からない。	年調ソフトの入力支援機能に従い控除申告書を作成することにより、従業員からの問合せ等が減少することが見込まれます。 年調ソフトで作成した提出データを勤務先に提供する場合、押印が不要となります。
	【勤務先】 従業員からの記載方法に係る問合せ対応に忙殺される。	
	【従業員】 保険料控除証明書の各項目を転記することが負担となる。また、控除額の計算もしなければならない。	控除証明書等データをインポートすることにより自動入力、控除額の自動計算ができます。 なお、マイナポータル連携を利用することにより複数の控除証明書等データの一括取得ができます。
チェック・検算	【従業員】 遠隔地に勤務する従業員は、作成した書類を郵送しなければならない、時間と手間がかかる。記載誤りがあれば再提出が必要な場合も生じる。	給与担当者等にメールで提出します。
	【勤務先】 保険料控除証明書などの添付書類について、正しく転記されているか確認しなければならない。	従業員が控除証明書等データをインポートすることにより自動入力されているので、確認が不要です。
	【勤務先】 記載された控除額について計算誤りがないか検算しなければならない。	年調ソフトで控除額を自動計算しているため、検算不要です。
保管	【勤務先】 検算を終えた控除額について、一人分ずつ給与システムに入力しなければならない。	従業員に控除申告書をデータで提供させ、給与システム等にインポートします。 (給与システムの改修等が必要です)
	【勤務先】 提出された控除申告書は7年間保存する必要があり、保管コストが発生する。	データで提供されるため、保管コストが削減できます。



従業員



勤務先
(給与担当者)



従業員



勤務先
(給与担当者)

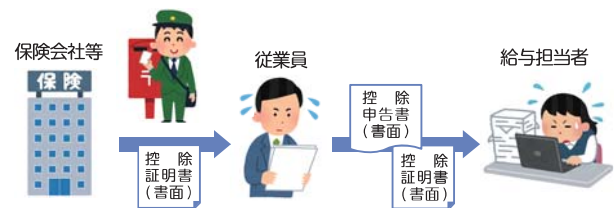
書面での年末調整

電子化した場合

年末調整手続を電子化しませんか？

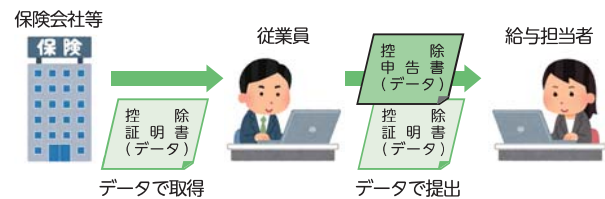
～令和2年9月

年末調整で使用する書類のうち、保険料控除証明書等は、保険会社等から従業員に交付された書面（ハガキ等）で給与の支払者に提出していました。



令和2年10月～

保険料控除証明書等について、保険会社等から従業員に交付された電子的控除証明書等（データ）で給与の支払者に提出することが可能となりました。



どうということ？

従業員が行う控除申告書の作成から給与担当者への提出、給与担当者が行う年税額の計算まで全てをデータによる処理が可能となり、年末調整手続が簡便化されます^(※)。

メリットがたくさんあるのね！

従業員のメリット

- ・ 保険会社等から交付される書面（ハガキ等）の内容を、控除申告書に転記する必要がなくなります。
- ・ 控除額が自動計算されるため、手計算する必要がなくなります。

給与担当者のメリット

- ・ 従業員がデータを利用して控除申告書を作成するため、記載誤りがなくなることから、従業員への問合せ事務が削減されます。
- ・ 控除額が自動計算されるため検算が不要となり、給与システム等への入力事務を自動化できます。
- ・ 控除申告書等（書面）の保管が不要になります。

※ 従業員から提供された控除申告書等データを活用するためには、現在ご利用の給与システム等の改修が必要となります。

従業員が控除申告書データを作成するためのソフトウェアについては、国税庁ホームページから無料でダウンロードできます。

年末調整手続の電子化への準備

- 給与の支払者が所轄税務署長に、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。
- 保険料控除証明書等のデータは、従業員がマイナポータルを利用するか、保険会社等のいわゆる「お客様ページ」からダウンロードするなどの方法で取得します。

年末調整手続の電子化について詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>) をご覧ください。

詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）又は十和田税務署へ（☎0176-23-3151）

税理士からの

ひとことアドバイス



コロナ禍がもたらした 働き方改革（テレワーク）

米内山功税理士事務所

税理士 米内山 功氏

昨今のコロナ禍がもたらした唯一の朗報は、毎日会社に行かなくてもテレワークにより仕事ができると多くの人が実感したことです。

テレワークを導入するには、働く場所や賃金についての労働条件の定め、労働条件を適正に管理する体制作りなどが必要です。またアクセス制限や時間外労働の許可制など長時間労働を防ぐための対策も欠かせません。厚生労働省はテレワークを推進する上での留意点などを「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」で詳しく解説しています。

また、雇用契約なしで委託を受けて自宅です仕事をする自営型テレワークについても「自宅型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を制定。これの推進も図っています。

次に、働き方改革の一環として政府が力を入れているのが、副業・兼業の普及促進です。厚生労働省は、「副業・兼業の普及促進に関するガイドライン」で、副業・兼業を認めていない会社が8割に上るという現状を伝えた上で、副業・兼業のメリットを説明し、離職しなくても別な仕事でスキルやキャリアを磨

くことができ、収入が増加するといった利点、また、企業にとっても優秀な人材が流出することを防ぐメリットが期待できるとされています。勿論、「副業・兼業の普及促進」もテレワークが大きな武器になることは間違いないと思われます。

マスコミによると、このテレワークが普及拡大すれば東京一極集中が影を潜め、地価の安い、豊かな大自然に恵まれた地方に「人と企業」の大移動が起こると報道されています。青森から東京に出て行った優秀な人材を取り戻すチャンス、そして地価の安い田舎暮らしを望んでいる人々を青森に移住させる起爆剤としてのテレワークに期待したいものです。

ちなみに、テレワーク等のための中小企業の設備投資税制により、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却がその取得価額の7%（資本金3,000万円以下の特定中小企業業者は10%）の税額控除が選択適用できることとなっています。

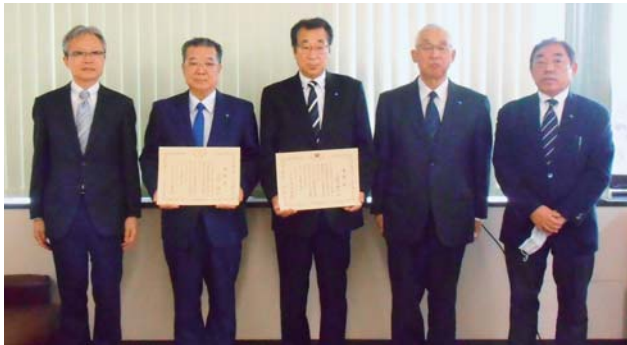
新年にあたり、地域の企業が優秀な人材を確保でき、人口の増加をもたらす地域が活性化しますようご祈念申し上げます。

表彰

受賞おめでとうございます

11月16日(月)

十和田税務署の令和2年度納税表彰者に対する贈呈式が上十三法人会事務局にて行われ、申告納税制度の定着・発展と納税意識の高揚に多大な貢献をされた2名の方に丸山税務署長より、表彰状が手渡されました。



十和田税務署長納税表彰

中村 健 氏 公益社団法人上十三法人会 副会長
久保田勝正 氏 公益社団法人上十三法人会 副会長

税を考える週間(1)

まんが税金展

令和2年度 優秀賞受賞者

- 十和田租税教育推進協議会会長賞
十和田市立藤坂小学校 6年 石田 美桜 さん
- 上十三税務団体連絡協議会会長賞
十和田市立藤坂小学校 6年 阿曾 橙子 さん
- 十和田税務署長賞
十和田市立東小学校 6年 田中 佑磨 さん
- 公益社団法人上十三法人会会長賞
十和田市立藤坂小学校 6年 小山田沙良 さん
- 十和田商工会議所会頭賞
十和田市立北園小学校 5年 岡田文結子 さん
- 上十三地区間税会会長賞
三沢市立上久保小学校 4年 柴沼 明音 さん
- 上十三地区商工会連絡協議会会長賞
十和田市立北園小学校 3年 岡田歩結子 さん
- 十和田税務署管内青色申告会連合会会長賞
十和田市立東小学校 3年 苫米地結那 さん
- 東北税理士会十和田支部長賞
六ヶ所村立千歳平小学校 3年 藤谷 翔 さん

十和田小売酒販組合理事長賞

三沢市立岡三沢小学校 2年 新堂 慧美 さん

青森県たばこ販売協同組合十和田支部長賞

十和田市立東小学校 1年 とざわ ゆうが さん



「まんが税金展」藤坂小学校での贈呈式の様子

令和2年度 特選受賞者

- 十和田市立藤坂小学校 6年 菅野 奏音 さん
- 十和田市立藤坂小学校 5年 佐倉 舜 さん
- 三沢市立岡三沢小学校 5年 大沼 歩叶 さん
- 三沢市立三沢小学校 4年 種市 優花 さん
- 十和田市立ちとせ小学校 3年 佐々木湧来 さん
- 三沢市立岡三沢小学校 2年 大沼 那緒 さん

令和2年度 佳作受賞者

- 十和田市立北園小学校 6年 村井 嵐 さん
- 十和田市立北園小学校 5年 吉川 友結 さん
- 十和田市立三本木小学校 3年 舛舘 明菜 さん
- 十和田市立西小学校 3年 下佐 佳蓮 さん
- 三沢市立岡三沢小学校 3年 大沼 柚帆 さん
- 三沢市立三沢小学校 2年 種市 楓花 さん

税を考える週間(2)

税についての作文

令和2年度受賞者 中学生の部

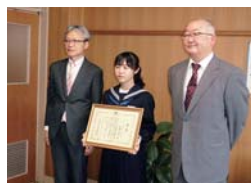
・仙台国税局長賞

「税金は支え合い」
六戸町立六戸中学校
2年 沢口 珠優さん



・十和田税務署長賞

「『税金』の大切さ」
六戸町立六戸中学校
2年 林 琉衣さん



「税金の色々な役目」
おいらせ町立木ノ下中学校
3年 前田 寿咲さん

令和2年度受賞者 高校生の部

・十和田税務署長賞

「税の必要性」
県立三沢商業高等学校
3年 櫻井 羽奈さん



「税について思うこと」
県立三本木高等学校
2年 二宮 芽生さん



本部・支部だより

◆本部

11月17日(火) _____
令和3年度税制改正に関する提言の要望活動
(青森県庁1階 県民ホール)

11月17日(火) _____
研修委員会 (十和田商工会館5階)

11月19日(木) _____
六県連法人会連合会 令和2年度運営協議会
(ZOOMにて参加)

11月25日(水) _____
理事会及び福利厚生制度連絡協議会
(サン・ロイヤルとわだ)

12月14日(月) _____
令和3年度税制改正に関する提言の要望活動
(十和田市役所)

◆東北町支部

11月18日(水) _____
年末調整説明会
12月21日(月) _____
金融講習会

◆六ヶ所村支部

11月18日(水) _____
講演会
「六ヶ所核融合研究所における
最新成果と作業応用展開」

◆六戸町支部

12月9日(水) _____
税務セミナー

青年部会だより

11月11日(水) _____
税のまんがカレンダー展示会場 準備
(イオンスーパーセンター十和田)

11月18日(水) _____
税のまんがカレンダー展示会場 撤去
(イオンスーパーセンター十和田)

11月25日(水) _____
租税教室 (十和田市立西小学校)

12月11日(金) _____
租税教室 (三沢市立三沢小学校)

12月15日(火) _____
租税教室 (十和田市立東小学校)

女性部会だより

12月7日(月) _____
租税教室 (十和田市立高清水小学校)

12月9日(水) _____
税の絵はがき作品審査会
入賞10作品、佳作10作品を選定

12月9日(水) _____
役員会 (十和田商工会館5階)

1月スケジュール

20日(水) _____
新春講演会 (おいらせ町支部)
接客レベルアップセミナー (東北町支部)

2月スケジュール

10日(水) _____
新春講演会 (サン・ロイヤルとわだ)
「国際情勢と今後の日本経済に与える影響
～コロナ禍での日米新政権の行方～」
講師 宮家 邦彦氏
(共催/十和田支部)